⑹　療養食加算　23単位
注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。
イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
⑺　特定診療費
注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
⑻　サービス提供体制強化加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位
㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位
㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位
⑼　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ　診療所における短期入所療養介護費
⑴　診療所短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)
a　診療所短期入所療養介護費(i)
i　要介護１　705単位
ii　要介護２　756単位
iii　要介護３　807単位
iv　要介護４　858単位
v　要介護５　909単位
b　診療所短期入所療養介護費(ii)
i　要介護１　814単位
ii　要介護２　866単位
iii　要介護３　917単位
iv　要介護４　967単位
v　要介護５　1,019単位
㈡　診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)
a　診療所短期入所療養介護費(i)
i　要介護１　616単位
ii　要介護２　662単位
iii　要介護３　707単位
iv　要介護４　752単位
v　要介護５　798単位
b　診療所短期入所療養介護費(ii)
i　要介護１　726単位
ii　要介護２　771単位
iii　要介護３　816単位
iv　要介護４　862単位
v　要介護５　908単位
⑵　ユニット型診療所短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)
a　要介護１　817単位
b　要介護２　869単位
c　要介護３　920単位
d　要介護４　970単位
e　要介護５　1,022単位
㈡　ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)
a　要介護１　817単位
b　要介護２　869単位
c　要介護３　920単位
d　要介護４　970単位
e　要介護５　1,022単位
⑶　特定診療所短期入所療養介護費
㈠　３時間以上４時間未満　654単位
㈡　４時間以上６時間未満　905単位
㈢　６時間以上８時間未満　1,257単位
注１　⑴及び⑵について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
２　⑶について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
３　⑵について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。